入　札　説　明　書

1　入札に付する事項

(1)　件名

交通信号灯器の売買

(2)　購入する交通信号灯器の規格等

特記仕様書のとおり。

(3)　納期限

契約日の翌日から70日

(4)　納入場所

沖縄本島内の指定する場所

2　入札書の提出期限及び提出場所

(1)　提出期限

令和８年12月１日　午後５時

(2)　提出場所

沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号　沖縄県警察本部　警務部会計課　財産管理係

3　開札の日時及び場所

(1)　日時

令和８年12月２日　10時00分

(2)　場所

沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号

沖縄県警察本部　警察資料館

4　入札書の提出方法

(1)　直接による場合

封筒に入れ封印し、かつ、氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和８年12月２日開札、入札件名『交通信号灯器の売買』入札書在中」と朱書きしなければならない。

(2)　郵送による場合

二重封筒とし、表封筒には、「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、中封筒には、直接による場合と同様に、氏名（法人の場合はその名称及び商号）及び「令和８年12月２日開札、入札件名『交通信号灯器の売買』入札書在中」と朱書きしなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(3)　入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができない。

(4)　再度の入札を行う入札者にあっては、上記３の日時及び場所に再入札書を持参しなければならない。

(5)　入札書に記載する年月日は、上記３(1)の開札年月日を記載しなければならない。
(6)　入札書の提出に係る費用は、提出者の負担とする。

5　入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税抜きの金額）を入札書に記載すること。

6　入札保証金

「入札保証金に関する説明書」のとおり。

7　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

(1)　保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
(2)　過去２年の間に国（公社及び公団を含む。以下同じ。）、沖縄県又は沖縄県以外の地方公共団体と、この入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する実績報告書（様式第１号）を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

8　入札の無効

次の入札は無効とする。

(1)　入札参加資格のない者の入札
(2)　同一人が同一事項についてした２通以上の入札
(3)　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札
(4)　入札書の表記金額を訂正した入札
(5)　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
(6)　入札条件に違反した入札
(7)　連合その他不正の行為があった入札
(8)　入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札
(9)　入札書の内訳の計算が誤りである入札

9　落札者の決定の方法

(1)　有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(2)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者

にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじをひかない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。

(3)　再度の入札に対し落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定に基づき随意契約ができるものとする。

10　最低制限価格

設定しない。

11　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(2)　代理人が出席する場合は委任状を当日提出するものとする。

(3)　この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において、入札説明書等について 疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。